

## 災害に強く、安全・安心な地域づくりの推進

### 1 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進

- ・大規模災害や新型コロナウイルス等感染症に係る対策本部会議の開催
- ・「山形県新型コロナ対策認証制度」による飲食店等の感染防止対策の推進
- ・生活衛生同業組合への支援（新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組み等に対する助成）

#### (2) 災害対応力の充実と危機管理体制の強化

- 自助・共助・公助による防災力向上の推進
  - ・県防災会議の運営及び県・市合同総合防災訓練等の実施
  - ・高齢者の雪害事故防止の普及啓発の実施
  - ・出前講座等による防災教育の充実と啓発活動の推進
  - ・地域における防災力の強化に向けた自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の実施
  - ・大規模災害への対応力強化のための職員研修の実施
  - ・大規模災害に備えた食料・飲料水等備蓄物資の計画的な更新
- 沿岸市町等と連携した津波防災対策の推進
  - ・関係市町が実施する避難路への夜間照明設置に対する助成
- 隣接県等と連携した火山防災対策の推進
  - ・蔵王山、鳥海山及び吾妻山の火山防災協議会の運営
- 災害時の迅速かつ確実な情報伝達体制の整備
  - ・防災行政通信システム及び震度情報システムの運用・保守管理・更新等
  - ・市町村が行う同報系防災行政無線の整備に対する助成
- 自主防災組織及び消防団の活動の充実による地域防災力の強化
  - ・地域の避難所設置・運営能力の育成支援（防災士養成講座、防災士スキルアップ研修【新規】）
  - ・自主防災組織の活動活性化の促進（自主防災アドバイザーの派遣）
  - ・地域防災への男女共同参画の促進（女性のためのオンライン防災セミナー）
  - ・消防団員の加入促進に向けた活躍する若者・女性消防団員の情報発信等
- 災害ボランティア活動支援の推進
  - ・災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催
  - ・県災害ボランティア支援本部設置・運営訓練の実施
  - ・災害ボランティア活動への参加意欲醸成を図るための講習会の開催
- 救急救命率の向上に向けた取組みの推進
  - ・救急救命士の養成や教育体制の充実強化及び消防機関と医療機関の連携促進
- 消防防災ヘリコプターによる航空消防防災体制の整備
  - ・消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航

#### (3) 東日本大震災からの復興・避難者支援

- ・「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の運営
- ・健康や暮らしに関する交流相談の実施と避難者ケースマネジメント実施への支援
- ・「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援（定住・生活支援に関する情報提供等）
- ・避難者向け借上げ住宅の提供

### 2 暮らしの様々なリスク等への対応

#### (1) 消費生活の安定及び向上

- 消費者被害の防止のための相談体制の充実と消費者教育・啓発の推進
  - ・消費生活相談体制等の維持・充実
  - ・消費者教育・啓発のための消費生活出前講座等の実施
  - ・福祉との連携による障がい者のための消費者教育の実施【新規】
  - ・「山形県消費者安全確保地域協議会（仮称）」の設置及び見守り体制の構築【拡充】
  - ・若年者による若年者のための消費者教育の実施【新規】
  - ・消費生活に関連した課題に取り組む市町村に対する助成

#### (2) 犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化

- 防犯及び犯罪被害者支援施策の推進
  - ・「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の運営（夜間休日における緊急時の対応体制の整備、相談・支援体制の強化【拡充】）
- 県民総ぐるみによる交通安全運動の展開

#### (3) 食の安全・安心の確保と生活衛生関係営業の活性化

- 食中毒予防や適正な食品表示に関する正しい知識の普及と理解の促進
  - ・食の安全推進会議や食の安全推進交流会等による食の安全に関する県民との情報共有
  - ・出張セミナーや食の安全ほっとインフォメーションの定期発行による情報提供
- 生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上と経営の活性化の推進
  - ・「（公財）山形県生活衛生営業指導センター」の運営支援
  - ・生活衛生同業組合への支援〔再掲〕

#### (4) 安全で安定した水道水の確保

- 水道事業の基盤強化施策の推進
  - ・市町村等水道事業者が実施する施設耐震化や老朽化対策等に対する助成
  - ・「山形県水道広域化推進プラン（仮称）」の実現に向けた検討

#### (5) 動物の愛護及び適正飼養の推進

- 動物愛護団体との連携等による動物の愛護と適正な飼い方の普及啓発の推進
  - ・動物愛護推進協議会の開催や動物愛護推進員の活動支援
  - ・動物愛護教室やペット防災セミナーの開催

#### (6) 暮らしを支える社会貢献活動の推進

- 地域課題の解決に取り組むNPO等の社会貢献活動の支援
  - ・優れた社会貢献活動の顕彰及びNPO活動促進大会の開催
  - ・「やまがた社会貢献基金」を活用したNPO等の社会貢献活動の支援
- 広域除雪ボランティアの活動支援
  - ・高齢者世帯等の雪処理を担う広域除雪ボランティアの活動支援

# 令和4年度 防災くらし安心部予算 総括表

(総合支庁予算含む)

## 1 課別予算額

(単位:千円)

課 名	4年度当初予算額		3年度当初予算額		比較増減 (A-B)	対前年度比 (A/B)
	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源		
防災危機管理課	535,746	440,424	624,405	495,504	△88,659	85.80%
消防救急課	488,125	431,580	478,048	422,484	10,077	102.11%
消費生活・地域安全課	314,638	193,091	317,948	201,691	△3,310	98.96%
食品安全衛生課	705,113	179,326	698,856	192,855	6,257	100.90%
新型コロナ対策認証課	91,445	22,490	0	0	91,445	—
合 計	2,135,067	1,266,911	2,119,257	1,312,534	15,810	100.75%

## 2 性質別予算額

(単位:千円)

性 質 別	4年度当初予算額		3年度当初予算額		比較増減 (A-B)	対前年度比 (A/B)
	金額(A)	一般財源	金額(B)	一般財源		
人件費	852,776	620,005	892,880	658,025	△40,104	95.51%
一般行政費	949,111	614,815	902,360	650,189	46,751	105.18%
扶助費等	0	0	0	0	0	—
貸付金	0	0	0	0	0	—
出資金	0	0	0	0	0	—
積立金	31,994	3,982	106,582	81,570	△74,588	30.02%
維持補修費	77,071	77,071	51,904	51,904	25,167	148.49%
補助費等	218,963	115,005	227,275	115,106	△8,312	96.34%
物件費	621,083	418,757	516,599	401,609	104,484	120.23%
投資の経費	333,180	32,091	324,017	4,320	9,163	102.83%
一般公共	289,389	0	256,897	0	32,492	112.65%
一般単独	43,791	32,091	67,120	4,320	△23,329	65.24%
繰出金	0	0	0	0	0	—
合 計	2,135,067	1,266,911	2,119,257	1,312,534	15,810	100.75%

# 令和4年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：防災くらし安心部

## 1 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	防災危機管理課	危機管理対策事業費	758		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害や新型コロナウイルス等感染症に係る対策本部会議の開催</li> <li>職員の危機対応力向上のための研修の実施</li> </ul>
2	新型コロナ対策認証課	山形県新型コロナ対策認証事業費	68,955		<ul style="list-style-type: none"> <li>「山形県新型コロナ対策認証制度」による飲食店等の感染防止対策の推進</li> </ul>
3	食品安全衛生課	生活衛生関係営業活性化事業費	18,090		<ul style="list-style-type: none"> <li>「(公財)山形県生活衛生営業指導センター」の運営支援</li> <li>生活衛生同業組合の活性化事業への支援(新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組み等に対する助成)</li> </ul>

### (2) 災害対応力の充実と危機管理体制の強化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
4	防災危機管理課	防災対策推進事業費	3,614		<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災会議の運営</li> <li>県・市合同総合防災訓練等の実施</li> <li>高齢者の雪害事故防止の普及啓発の実施</li> </ul>
5	防災危機管理課	やまがた防災力向上加速化事業費	1,872		<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座等による防災教育の充実と啓発活動の推進</li> <li>地域における防災力の強化に向けた自主防災組織リーダー等を対象とする実践的研修の実施</li> <li>大規模災害への対応力強化のための職員研修の実施</li> </ul>
6	防災危機管理課	備蓄物資更新事業費	6,484		<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に備えた食料・飲料水等備蓄物資の計画的な更新</li> </ul>
7	防災危機管理課	津波対策推進事業費	396		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町が実施する避難路への夜間照明設置に対する助成</li> </ul>
8	防災危機管理課	火山防災対策推進事業費	1,868		<ul style="list-style-type: none"> <li>蔵王山、鳥海山及び吾妻山の火山防災協議会の運営</li> </ul>

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	防災危機管理課	防災行政通信ネットワーク保守管理運営費	204,133		・ 防災行政通信システム及び震度情報システムの運用・保守管理・更新等
10	防災危機管理課	市町村防災行政無線整備促進事業費(市町村総合交付金)	82,792		・ 市町村が行う同報系防災行政無線の整備に対する助成
11	防災危機管理課	共助による地域防災力活性化事業費	3,977	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の避難所設置・運営能力の育成支援(防災士養成講座、防災士スキルアップ研修の実施【新規】)</li> <li>・ 自主防災組織の活動活性化の促進(自主防災アドバイザーの派遣)</li> <li>・ 地域防災への男女共同参画の促進(女性のためのオンライン防災セミナーの開催)</li> </ul>
12	消防救急課	地域防災力充実強化事業費	3,190		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団員の加入促進に向けた活躍する若者・女性消防団員の情報発信等の展開</li> <li>・ 石油コンビナート等防災訓練の実施</li> </ul>
13	消費生活・地域安全課	災害ボランティアネットワーク事業費	560		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催</li> <li>・ 県災害ボランティア支援本部設置・運営訓練の実施</li> <li>・ 災害ボランティア活動への参加意欲醸成を図るための講習会の開催</li> </ul>
14	防災危機管理課	危機管理対策事業費【再掲】	758		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害や新型コロナウイルス等感染症に係る対策本部会議の開催</li> <li>・ 職員の危機対応力向上のための研修の実施</li> </ul>
15	消防救急課	救急救命体制整備促進事業費	9,790		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急救命士の養成や教育体制の充実強化</li> <li>・ 消防機関と医療機関の連携促進</li> </ul>
16	消防救急課	消防防災ヘリコプター管理運営費	245,980		・ 消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航・管理

(3) 東日本大震災からの復興・避難者支援

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
17	防災危機管理課 復興・避難者支援室	避難者支援連携協働推進事業費	1,674		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「やまがた避難者支援協働ネットワーク」の運営</li> <li>・ 健康や暮らしに関する交流相談の実施</li> <li>・ 避難者ケースマネジメント実施への支援</li> </ul>
18	防災危機管理課 復興・避難者支援室	ボランティア支援事業費	14,045		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「復興ボランティア支援センターやまがた」の運営支援</li> <li>・ 定住・生活支援に関する情報提供</li> </ul>
19	防災危機管理課 復興・避難者支援室	避難者向け借上げ住宅事業費	3,608		・ 避難者向け借上げ住宅の提供

## 2 暮らしの様々なリスク等への対応

### (1) 消費生活の安定及び向上

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
20	消費生活・地域安全課	消費者行政推進事業費	23,669	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談体制等の維持・充実</li> <li>消費者教育・啓発のための消費生活出前講座等の実施</li> <li>福祉との連携による障がい者のための消費者教育の実施【新規】</li> <li>「山形県消費者安全確保地域協議会（仮称）」の設置及び見守り体制の構築【拡充】</li> <li>若年者による若年者のための消費者教育の実施【新規】</li> <li>若年者等への消費者教育など、消費生活に関連した課題に取り組む市町村に対する助成</li> </ul>

### (2) 犯罪の予防と交通事故防止のための取組みの強化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
21	消費生活・地域安全課	性犯罪・性暴力被害者支援事業費	6,761	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」の運営（夜間休日における緊急時の対応体制の整備、相談・支援体制の強化【拡充】）</li> </ul>
22	消費生活・地域安全課	交通安全総合対策費	7,780		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民総ぐるみによる交通安全運動の展開</li> </ul>

### (3) 食の安全・安心の確保と生活衛生関係営業の活性化

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
23	食品安全衛生課	食の安全安心推進事業費	601		<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全推進会議や食の安全推進交流会等による食の安全に関する県民との情報共有</li> <li>出張セミナーや食の安全ほっとインフォメーションの定期発行による情報提供</li> </ul>
24	食品安全衛生課	生活衛生関係営業活性化事業費【再掲】	18,090		<ul style="list-style-type: none"> <li>「(公財)山形県生活衛生営業指導センター」の運営支援</li> <li>生活衛生同業組合の活性化事業への支援（新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組み等に対する助成）</li> </ul>

## (4) 安全で安定した水道水の確保

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
25	食品安全衛生課	生活基盤施設耐震化等交付金事業費	297,826		・市町村等水道事業者が実施する施設耐震化や老朽化対策等に対する助成
26	食品安全衛生課	水道事業運営基盤強化推進事業費	1,111		・「山形県水道広域化推進プラン（仮称）」の実現に向けた検討

## (5) 動物の愛護及び適正飼養の推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
27	食品安全衛生課	動物愛護適正飼養推進事業費	371		<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護推進協議会の開催や動物愛護推進員の活動支援</li> <li>・動物愛護教室の開催</li> <li>・ペット防災セミナーの開催</li> </ul>

## (6) 暮らしを支える社会貢献活動の推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
28	消費生活・地域安全課	NPO施策推進事業費	6,167		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた社会貢献活動の顕彰</li> <li>・NPO活動促進大会の開催</li> </ul>
29	消費生活・地域安全課	社会貢献活動促進基金活用事業費	47,703		・「やまがた社会貢献基金」を活用したNPO等の社会貢献活動の支援
30	消費生活・地域安全課	いきいき雪国やまがたづくり推進事業費	1,496		・広域除雪ボランティアの活動支援

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和4年度分＞

## ◆ 条例案件 2件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改正するためのもの
議第49号	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	営業者が講ずべき措置の基準のうち男女の混浴に係るものを変更するとともに、公衆浴場の構造設備の基準を緩和する等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 なし

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜防災くらし安心部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

令和3年度現計予算	2月補正	2月補正後
2,318,286	218,736	2,537,022

## 2 主な内容

## (1) 防災対策の推進

震度情報ネットワークシステム等の整備 262,194千円

※ 繰越明許費を併せて設定

## (2) 消防防災行政の推進

消防防災ヘリコプター管理運営費 36,601千円

## (3) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

① 山形県新型コロナ対策認証事業費 △49,598千円

② 消防学校管理運営費 △14,921千円

③ 生活基盤施設耐震化等交付金事業費 △14,851千円

## 令和4年2月定例会 議案説明会

### <予算案件以外の案件一覧>

#### <令和3年度分>

◆ 条例案件 なし

◆ 条例以外の案件 1件

番 号	案 件 名	概 要
議第25号	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償について和解するためのもの

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(71) ー略ー	(1)～(71) ー略ー
(72) 高圧ガス保 製造保安 乙種化学 安法施行令第18 責任者試 責任者免 条第2項第1号 験手数料 状に係る の規定に基づく 製造保安 高圧ガス保安法 責任者試 第31条第2項に 験にあっ 規定する製造保 ては <u>9,300</u> 安責任者試験の 円(情報通 実施 信技術を 活用した 行政の推 進等に関 する法律 (平成14 年法律第 151号)第 6条第1 項の規定 により同 項に規定 する電子 情報処理 組織を使 用して受 験願書を 提出する 場合(以下 「電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す る場合」と いう。)に	(72) 高圧ガス保 製造保安 乙種化学 安法施行令第18 責任者試 責任者免 条第2項第1号 験手数料 状に係る の規定に基づく 製造保安 高圧ガス保安法 責任者試 第31条第2項に 験にあっ 規定する製造保 ては 安責任者試験の <u>11,600円</u> 実施 (情報通 信技術を 活用した 行政の推 進等に関 する法律 (平成14 年法律第 151号)第 6条第1 項の規定 により同 項に規定 する電子 情報処理 組織を使 用して受 験願書を 提出する 場合(以下 「電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す る場合」と

あつては、8,800円)、  
丙種化学  
責任者免  
状に係る  
製造保安  
責任者試  
験にあつ  
ては8,700  
円(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
8,200円)、  
乙種機械  
責任者免  
状に係る  
製造保安  
責任者試  
験にあつ  
ては9,300  
円(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
8,800円)、  
第二種冷  
凍機械責  
任者免状  
に係る製  
造保安責  
任者試験  
にあつて  
は9,300円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す

いう。)に  
あつては、  
11,100  
円)、丙種  
化学責任  
者免状に  
係る製造  
保安責任  
者試験に  
あつては  
10,300円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
9,800円)、  
乙種機械  
責任者免  
状に係る  
製造保安  
責任者試  
験にあつ  
ては  
11,600円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
11,100  
円)、第二  
種冷凍機  
械責任者  
免状に係  
る製造保  
安責任者  
試験にあ  
つては  
11,600円  
(電子情

る場合に  
あつては、  
8,800円)、  
第三種冷  
凍機械責  
任者免状  
に係る製  
造保安責  
任者試験  
にあつて  
は8,700円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
8,200円)

(73) 高圧ガス保 販売主任 第一種販  
安法第31条第2 者試験手 売主任者  
項の規定に基づ 免状に係  
く販売主任者試 する販売主  
験の実施 任者試験  
にあつて  
は7,900円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
7,400円)、  
第二種販  
売主任者  
免状に係  
る販売主  
任者試験  
にあつて

報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
11,100  
円)、第三  
種冷凍機  
械責任者  
免状に係  
る製造保  
安責任者  
試験にあ  
つては  
10,300円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
9,800円)

(73) 高圧ガス保 販売主任 第一種販  
安法第31条第2 者試験手 売主任者  
項の規定に基づ 免状に係  
く販売主任者試 する販売主  
験の実施 任者試験  
にあつて  
は9,000円  
(電子情  
報処理組  
織により  
受験願書  
を提出す  
る場合に  
あつては、  
8,500円)、  
第二種販  
売主任者  
免状に係  
る販売主  
任者試験  
にあつて

は6,200円  
 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、5,700円)

(74)～(89) ー略ー

(90) 電気工事士 電気工事 法施行令第5条 士免状書の規定に基づく 換え手数の書換え 2,100円

(91)～(96) ー略ー

(97) 液化石油ガス 液化石油ガス 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合にあっては 55,000円、  
 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上 10,000戸  
 未満の場合にあっては 80,000円、  
 当該申請を行う者が販売契

は7,200円  
 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,700円)

(74)～(89) ー略ー

(90) 電気工事士 電気工事 法施行令第5条 士免状書の規定に基づく 換え手数の書換え 2,700円

(91)～(96) ー略ー

(97) 液化石油ガス 液化石油ガス 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合にあっては 55,000円、  
 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上 10,000戸  
 未満の場合にあっては 80,000円、  
 当該申請を行う者が販売契

約を締結  
している  
一般消費  
者等の数  
が10,000  
戸以上の  
場合に  
あつては  
110,000円

(98) 一略一

(99) 液化石油ガ貯蔵施設 17,000円  
に變更に  
ス法第37条の2等變更許 係る貯蔵  
第1項の規定に可申請手 施設又は  
基づく貯蔵施設 数料 特定供給  
の位置、構造若 設備の数  
しくは設備の変 乗じて  
更又は特定供給 得た金額  
設備の位置、構 造、設備若しく  
は装置の變更の 許可の申請に  
対する審査

(100)～(109) 一略一

(110) 液化石油 液化石油 21,400円  
ガス法第38条の ガス設備 (電子情  
5第2項の規定 士試験手 報処理組  
に基づく液化石 数料 織により  
油ガス設備士試 受験願書  
験の実施 を提出す  
る場合に  
あつては、  
20,900円)

(111)～(478) 一略一

2 一略一

約を締結  
している  
一般消費  
者等の数  
が10,000  
戸以上の  
場合に  
あつては  
98,000円

(98) 一略一

(99) 液化石油ガ貯蔵施設 15,000円  
に變更に  
ス法第37条の2等變更許 係る貯蔵  
第1項の規定に可申請手 施設又は  
基づく貯蔵施設 数料 特定供給  
の位置、構造若 設備の数  
しくは設備の変 乗じて  
更又は特定供給 得た金額  
設備の位置、構 造、設備若しく  
は装置の變更の 許可の申請に  
対する審査

(100)～(109) 一略一

(110) 液化石油 液化石油 23,200円  
ガス法第38条の ガス設備 (電子情  
5第2項の規定 士試験手 報処理組  
に基づく液化石 数料 織により  
油ガス設備士試 受験願書  
験の実施 を提出す  
る場合に  
あつては、  
22,700円)

(111)～(478) 一略一

2 一略一

## 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第 1 条関係（公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
<p>第 2 条 公衆浴場法第 3 条第 1 項による公衆浴場の構造設備は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 脱衣場は、適当な広さを有し、床は厚板等で<u>間げき</u>の生じないように施設すること。</p> <p>(7) 洗場の床は、不浸透質の材料若しくは厚板で<u>適当なこう配</u>を付け、<u>間げき</u>の生じないように施設し、その最低部全部にわたり、<u>適当なこう配</u>を有する排水溝を設け、かつ、汚水が屋外の下水溝又は下水だめに流下するように構造すること。</p> <p>(8) <u>浴槽は、洗場の床上0.3メートル以上（温泉は0.03メートル以上0.1メートル以下）突出せしめ、面積2.4平方メートル以上、深さ0.75メートル（温泉は0.6メートル）以上とし、不浸透質の材料若しくは厚板でつくり、かつ、<u>出入りを便にするため、洗場に面した浴槽全部にわたり、適当な箇所</u>に幅0.15メートル以上の堅ろうな踏段を設けること。</u></p> <p>(9)及び(10) 一略一</p> <p>(11) 浴場用水（鉱泉を含む。）の<u>ゆう出地</u>及び導水管は、汚水その他不潔物の侵入しないように適当な構造とすること。</p> <p>(12) <u>客用便所は、臭気が浴室並びに脱衣場に及ばない場所に設け、便つぼ及び周囲を不浸透質の材料で造り、かつ、防虫の設備をすること。</u></p> <p>(13)及び(14) 一略一</p> <p>(15) <u>看守人席は、容易に場内を見通しできるように、出入口に接した中隔仕切りの最端部に設けること。</u></p> <p>(16)～(23) 一略一</p>	<p>第 2 条 公衆浴場法第 3 条第 1 項の規定による公衆浴場の構造設備は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 脱衣場は、適当な広さを有し、床は厚板等で<u>間隙</u>の生じないように施設すること。</p> <p>(7) 洗場の床は、不浸透質の材料又は厚板で<u>適当な勾配</u>を付け、<u>間隙</u>の生じないように施設し、その最低部全部にわたり、<u>適当な勾配</u>を有する排水溝を設け、かつ、汚水が屋外の下水溝又は下水だめに流下するように構造すること。</p> <p>(8) <u>浴槽は、洗場で使用した水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しないように、洗場の床から適当な高さを設け、不浸透質の材料又は厚板で造り、かつ、洗場に面した浴槽内の適当な箇所に必要に応じて踏段を設けること。</u></p> <p>(9)及び(10) 一略一</p> <p>(11) 浴場用水（鉱泉を含む。）の<u>湧出地</u>及び導水管は、汚水その他不潔物の侵入しないように適当な構造とすること。</p> <p>(12) <u>客用便所は、男女用別に入浴者の利用しやすい場所に設け、流水式手洗い設備及び窓又は換気設備を備えること。</u></p> <p>(13)及び(14) 一略一 (削る)</p> <p>(15)～(22) 一略一</p>
<p>2 公衆浴場のうち、蒸気又は熱気を使用するものその他前項の規定により難い特別の構造設備を有するものについては、その構造設備は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) <u>浴室の床面積は、5平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>浴室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>浴室には、適当な位置に縦横それぞれ0.3</u></p>	<p>2 公衆浴場のうち、蒸気又は熱気を使用するものその他前項の規定により難い特別の構造設備を有するものについては、その構造設備は、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) <u>浴室には、室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

メートル以上の透明なガラス窓を設けること。

(4) 浴室には、湯栓及び水栓又は湯及び水の出るシャワーを設けること。

(5) 浴室には、換気のための通気孔又は換気扇を設けること。

(6) ー略ー

(7) 浴室内の照明は、白色とし、20ルクス以上の照度を有すること。

(8) 浴室には、衣類を保管するための設備を設けること。

(9) ー略ー

第3条 営業者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) ー略ー

(2) 脱衣場には、営業時間中適当な看守人を置き、入浴者の衣類、履物その他携帯品を看守させること。ただし、入浴料を徴収しない浴場には、看守人を置かないことができる。

(3)～(25) ー略ー

2 ー略ー

(2) 湯栓及び水栓又は湯及び水の出るシャワーを設けること。

(3) 浴室には、換気のための給気口及び排気口又は換気扇を設けること。

(4) ー略ー

(5) 浴室内の照明は、20ルクス以上の照度を有すること。

(6) 衣類を保管するための設備を設けること。

(7) ー略ー

第3条 営業者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) ー略ー

(削る)

(2)～(24) ー略ー

2 ー略ー

第2条関係（公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第3条 営業者は、次の各号を遵守しなければならない。 (1)～(7) ー略ー (8) 男女の混浴をさせないこと。ただし、 <u>12歳未満の者は</u> この限りでない。 (9)～(24) ー略ー	第3条 営業者は、次の各号を遵守しなければならない。 (1)～(7) ー略ー (8) 男女の混浴をさせないこと。ただし、 <u>7歳未満の者は、</u> この限りでない。 (9)～(24) ー略ー
2 ー略ー	2 ー略ー